２　接地端子と測定するケーブルとの間のキャパシタンスは、10pFより小さいこと。
３　電圧分割係数は、150kHzから30MHzまでの周波数帯域で測定するケーブルの種類ごとに校正されていること。
４　容量性電圧プローブの指示値は、150kHzから30MHzまでの周波数帯域のパルスに対して直線性が確保されていること。
５　容量性電圧プローブから測定するケーブルを取り外した場合は、指示値が20dB以上低下すること。
６　容量結合性クランプを分割部分で開口する際の最大開口幅は、30㎜以上であること。

五　擬似手

擬似手は、次に定める条件を満たすこと。

１　擬似手の回路は、次の図で示すとおり、220pF（±）20％のキャパシタと510Ω（±）10％の抵抗を直列接続した素子からなり、抵抗側の端子を擬似電源回路網又は基準大地面に、キャパシタ側の端子に金属はくを接続すること。

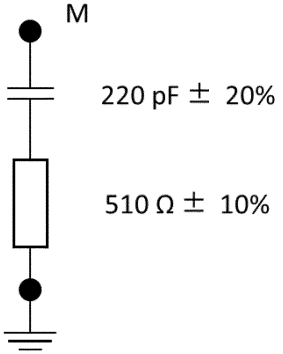


図６　擬似手の回路構成

２　擬似手に用いる金属はくは、幅60㎜とすること。
３　素子と供試装置の持ち手又は金属はくとを接続する導線は、長さ１ｍとすること。ただし、測定においてより長い導線を用いる必要がある場合は、１ｍを超える長さの導線を使用することができるが、導線の全インダクタンスが30MHz付近において1.4μH未満であること。

六　不平衡擬似回路網

不平衡擬似回路網は、次に定める条件を満たすこと。

１　供試装置を接続する端子のコモンモードインピーダンスは、150kHzから30MHzまでの周波数範囲において、150Ω（±）20Ω、位相角０度（±）20度であること。
２　供試装置に対向する通信装置から発生する妨害波の測定用受信機における指示値が、供試装置に適用される許容値より10dB以上低いものとなるよう分離すること。
３　縦電圧変換損は、次の表の条件を満たすこと。

表９　不平衡擬似回路網の縦電圧変換損の条件

測定対象の端子に接続される通信線の種類	縦電圧変換損 (dB)	縦電圧変換損の許容範囲 (dB)
カテゴリ６（日本産業規格Ｘ5150：2016構内情報配線システム（この表において「ＪＩＳ　Ｘ5150：2016」という。）に規定する分類に従うものとする。）	$75-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	150kHz以上２MHz未満の周波数範囲では（－）３dBから３dBまで ２MHz以上30MHz以下の周波数範囲では（－）３dBから６dBまで
カテゴリ５（ＪＩＳ　Ｘ5150：2016に規定する分類に従うものとする。）	$65-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	150kHz以上２MHz未満の周波数範囲では（－）３dBから３dBまで ２MHz以上30MHz以下の周波数範囲では（－）３dBから4.5dBまで
上記以外の種類	$55-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	（－）３dBから３dBまで
注　ｆは縦電圧変換損を測定した周波数（MHz）		

４　供試装置の動作に影響を与えないものであること。
５　電圧変換係数が150kHzから30MHzまでの周波数範囲において、規定値の（±）１dB以内であること。

七　ＣＭＡＤ

ＣＭＡＤはベクトルネットワークアナライザを用いてＳパラメータを測定し、S_{21}の絶対値及びS_{11}の絶対値は次の表の条件を満たすこと。

表10　ＣＭＡＤのＳパラメータの条件

Ｓパラメータ	条件
S_{21}の絶対値	30MHz以上200MHz以下の周波数範囲において0.25未満
S_{11}の絶対値	30MHz以上200MHz以下の周波数範囲において上限値0.75から0.55まで（周波数の対数に対して直線的に減少） 30MHz以上200MHz以下の周波数範囲において下限値0.6から0.4まで（周波数の対数に対して直線的に減少）

八　測定用空中線

１　30MHz以下の周波数範囲の磁界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。
⑴　適切に校正された一辺の長さが60㎝の正方形で完全に囲むことができるような電気的に遮蔽されたループアンテナを用いること。ただし、空中線の支持物や接続ケーブルは、その範囲に囲むことを要しない。
⑵　空中線の基準点は、ループの中心とすること。
⑶　空中線は、測定する周波数範囲全域を測定できるものであること。
２　30MHz以上１GHz以下の周波数範囲の電界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。
⑴　適切に校正されたエレメントの対が両方とも直線ロッド型若しくは両方とも円錐型の同調ダイポールアンテナ、直線ロッドが直線状に交互に取り付けられたダイポールアレイ型アンテナ又はそれらのハイブリッド型の空中線であること。
⑵　空中線の交差偏波電力比は、20dB以上あること。
３　１GHz以上の周波数範囲の電界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。
⑴　直線偏波の空中線を用いること。
⑵　ホーンアンテナを用いる場合は、空中線の開口面の最大寸法（ｍ単位）の２乗を0.6で除した値が測定距離（ｍ単位）より小さいこと。
⑶　空中線の交差偏波電力比は、20dB以上あること。

九　電流プローブ

電流プローブは、測定する周波数範囲内で共振のない均一な周波数特性を有し、挿入インピーダンスが１Ωを超えないこと。